



年金係からのお知らせ



こんなときには届出が必要です

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。届出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届出されなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましょう。

届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの	届出先
20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く。)	第1号被保険者となります。	・印鑑	住所地の市町村
退職したとき (厚生年金や共済年金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。(第3号被保険者に該当する場合を除く。)	・印鑑 ・年金手帳 ・離職票	住所地の市町村
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者へ	・印鑑 ・年金手帳 ・扶養喪失証明書	住所地の市町村

国民年金の加入種別

- ◆ 第1号被保険者
自営業や農業・漁業の方とその配偶者、20歳以上の学生、フリーターの方等が対象です。
- ◆ 第2号被保険者
会社や官公庁にお勤めの方、つまり厚生年金や共済組合に加入している方が対象です。
- ◆ 第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている配偶者の方が対象です。扶養が外れた場合などは、種別変更の手続きが必要です。

お問い合わせ／福祉部福祉課年金係 ☎ 945-5311 (内線121・123)

♪クレジットカードで国民年金保険料を納付する事ができるようになりました♪

詳しくは浦添年金事務所までお問い合わせください。

☎ (098)877-0511 FAX(098)878-6949

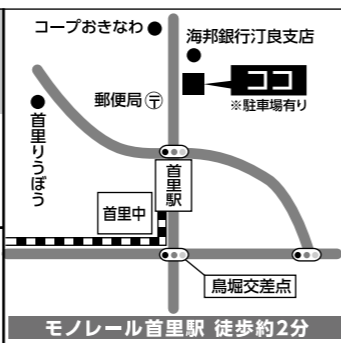
●紛争の予防(各種登記・遺言相続・事業承継・法律相談)
●問題の解決(借金問題・交通事故・借家問題・裁判手続)
●手続き後のフォロー(多重債務者の生活再建・役員任期管理)

名嘉司法書士事務所

司法書士 名嘉 章雄

初回相談無料 悪質商法被害・消費者トラブルはご相談を

那覇市首里汀良町3-80-9 レジデンス弥生101号
nakaakio_jso@zg7.so-net.ne.jp TEL.098-943-0234



「ナスミバエ」の防除にご協力をお願いします

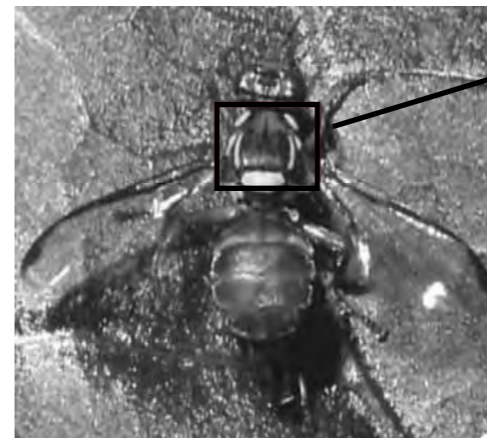
平成22年12月にナスミバエが沖縄本島で初めて確認されました。主にナス科野菜(トウガラシ・ナス・ピーマン・トマト)の果実を食害する防除困難な害虫です。ナス科野菜を栽培されている方は、防除対策をお願いします。また、被害果実を見つけた場合は、連絡をお願いします。

【成虫の見分け方】

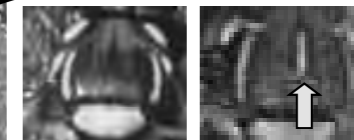
体長は両方とも7mm程度

ウリミバエ

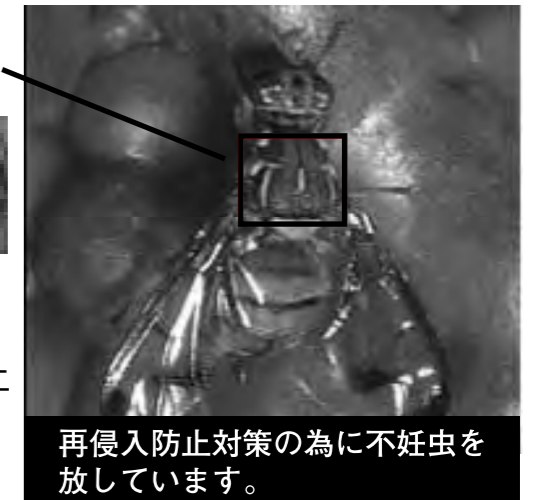
ナスミバエ



背中の中の中央の黄色線



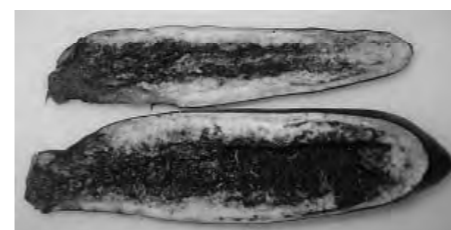
なし ↓ ナスミバエ
有り ↓ ウリミバエ



再侵入防止対策の為に不妊虫を放しています。

【被害果実】

ナス科の果実に卵を産み、卵からかえった幼虫が果実を食害します!!



ナス



トマト (トマトを食害する幼虫)

施設栽培における対策

- ・防虫ネット(1.6mm以下)を設置し、ビニールやネットの破れは完全にふさぐ。
- ・出入口は二重カーテン等を設置し、出入り以外は必ず閉める。
- ・果実残さ等を適切に処分する。施設周辺に放置すると、そこが発生源になる。
- ・施設周辺の雑草(イヌホオズキ、野良トマト等)は、適切に除去・処分する。

露地栽培における対策

- ・防虫ネット(1.6mm以下)で覆うか、果実に袋がけをする。
- ・圃場及び周辺の雑草(イヌホオズキ、野良トマト等)は、適切に除去・処分する。
- ・栽培終了後の株は放置せずに抜き取り、すみやかに処分する。

出荷時における対策

- ・搬送時にネット等を使ってナスミバエが作物に産卵しないようにする。
- ・選果時には果実の確認を十分に行い、疑わしい果実は適切に処分する。

お問い合わせ

- 沖縄県病害虫防除技術センター : ☎ 098-886-3880
 沖縄県中部農業改良普及センター : ☎ 098-894-6521
 沖縄県農業研究センター : ☎ 098-840-8504
 沖縄県農林水産部営農支援課 : ☎ 098-866-2280